

光市道路占用料徴収条例新旧対照表

1 光市道路占用料徴収条例新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、算出した占用料の額が<u>100円</u>に満たない場合にあつては、<u>100円</u>とする。</p> <p>2 占用期間が1月未満の占用料の額は、前項の額に100分の110を乗じて得た額_____とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、算出した占用料の額が<u>10円</u>に満たない場合にあつては、<u>10円</u>とする。</p> <p>2 占用期間が1月未満の占用料の額は、前項の額に100分の110を乗じて得た額(<u>10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>)とする。</p>

2 占用料の額（別表）新旧対照表

(単位:円)

占用物件		占用料		
		単位	新	旧
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	570	430
	第2種電柱		870	660
	第3種電柱		1,200	900
	第1種電話柱		510	390
	第2種電話柱		810	620
	第3種電話柱		1,100	850
	その他の柱類		51	39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ き1年	5	4
	地下に設ける電線その他の線類		3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	380
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メー トルにつき1年	300	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	770
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	320
広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	1,800	1,900	

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	770	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	21	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30	23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45	35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61	46	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91	70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	230	
	外径が1メートル以上のもの			610	460	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2条第2項第 5号に規定する自 動運行装置による 検知の対象として 設置する導線その 他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	3	—
		道路の構造又は交通の状況を表示する 標示柱その他の柱類			1本につき1年	810
	その他のもの	上空に設けるもの	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510	—
		地下に設けるもの			300	—
		その他のもの			1,000	—
	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	770
	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額

		階数が2のもの		Aに0.006 を乗じて得 た額	Aに0.007 を乗じて得 た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007 を乗じて得 た額	Aに0.008 を乗じて得 た額
	上空に設ける通路			900	930
	地下に設ける通路			540	560
	その他のもの			1,000	770
法第32条第1項 第6号に掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	18	19
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	180	190
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	1,900
	標識		1本につき1年	810	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	19
		その他のもの	1本につき1月	180	190
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	1,900
		その他のもの		900	930
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	770
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031 を乗じて得 た額	Aに0.028 を乗じて得 た額

令第7条第4号に掲げる工事中用材及び同条第5号に掲げる工事中用材	占用面積1平方メートルにつき1月	180	190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		100	77
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	Aに0.004を乗じて得た額	—
	階数が1のもの		
	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	—
	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	—
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額

令第7条第11号 に掲げる応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける もの
	上空に設けるもの
	その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のもの に限る。）の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
令第7条第14号に掲げる施設	

Aに0.015 を乗じて得 た額	Aに0.016 を乗じて得 た額
Aに0.022 を乗じて得 た額	Aに0.02 を乗じて得 た額
Aに0.031 を乗じて得 た額	Aに0.028 を乗じて得 た額
Aに0.025 を乗じて得 た額	Aに0.028 を乗じて得 た額
Aに0.015 を乗じて得 た額	Aに0.016 を乗じて得 た額
Aに0.022 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額
Aに0.031 を乗じて得 た額	Aに0.028 を乗じて得 た額
Aに0.031 を乗じて得 た額	—